

## 林野火災の予防に関する注意報と警報について

区分	林野火災に関する注意報(新規)	林野火災の予防を目的とした火災に関する警報(新規)
根拠規定	火災予防条例	消防法
発令権者	市町村長	市町村長
発令基準	<p>1 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>2 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表</p> <p><u>※1または2のいずれかの条件に該当する場合に発令</u></p>	<p>1 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>2 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ乾燥注意報が発表</p> <p>3 強風注意報を発表</p> <p><u>※1または2のいずれかの条件に該当し、 3が発表された場合に発令</u></p>
発令単位	指定された区域	指定された区域
発令期間	指定なし	指定なし
対象	林野火災	林野火災
発令中の火の使用制限	<p>1 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>2 煙火を消費しないこと。</p> <p>3 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。</p> <p>4 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと。</p> <p>5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰または火粉を始末すること。</p>	
周知方法	報道機関へのお知らせ、防災行政無線、まつやま防災メール、松山市ホームページ、公式SNS、消防車両での広報、たき火届出受信時での注意喚起	
制限レベル	努力義務	義務
罰則	なし	あり